

国の予算

1. 2019年度一般会計予算の特徴

- (1) 当初予算で初めて100兆円を越えたこと。
- (2) 10月1日より消費税を10%に引き上げたこと（歳入予算19.3兆円）。 3/26日 17.5兆円 → 19.3兆円
- (3) 国債依存度が歳入総額の32%を占めること。
- (4) 社会保障費が34.0兆円で、国債費（23.5兆円）を除く一般行政経費の40%を超えること。

2. 一般会計での公営事業及び研究開発事業の民営化・独立法人化

(1) 鉄道事業	鉄道事業特別会計	日本国有鉄道	JR各社 ※1
(2) 電信電話事業	電信電話事業特別会計	電電公社	NTT ※2
(3) 専売事業	専売事業特別会計	専売公社	日本たばこ産業(株)
(4) 郵政事業	郵政事業特別会計	日本郵政(株)	(株)ゆうちょ銀行 (株)かんぽ生命保険 日本郵便(株)
	郵便貯金特別会計		
	簡易生命保険特別会計		
(5) 教育事業	国立学校特別会計	国立学校法人北海道大学 ほか	
(6) 造幣事業	造幣局特別会計	独立行政法人造幣局	
(7) 印刷事業	印刷局特別会計	独立行政法人国立印刷局	
(8) 原子力開発事業	(出資金・運営費)	国立研究開発法人日本原子力開発機構	
(9) 宇宙開発事業	(出資金・運営費)	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構	

※1 日本国有鉄道は昭和62年4月、旅客・貨物営業部門を東日本、東海、西日本、北海道、四国、九州各旅客鉄道(株)及び日本貨物鉄道(株)に分割民営化された。

※2 電電公社は昭和60年4月、日本電信電話(株)(NTT)に民営化され、その後、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、東日本電信電話(株)及び西日本電信電話(株)に分割された。

※3 平成15年4月日本郵政公社、平成19年10月民営化、

3. 戦後の歳入予算内容の変化

昭和 20 年度～40 年度	租税及び印紙収入その他
昭和 41 年度～50 年度	建設国債が加わる
昭和 51 年度～64 年度	さらに特例国債が加わる
平成元年度～5 年度	特例国債なし
平成 6 年度～31 年度	特例国債復活する

(注) 平成 24 年度以前の特例国債は年度毎に制定される国債発行特例法に準拠し、平成 25 年度以降は、国債発行特例法（平成 24 年 11 月法 101 号）による。

また、歳出の出納整理期限は翌年度の 4 月末日、特例国債の発行は翌年度の 6 月 30 日まで可能であるので、政府短期証券（3 箇月）の活用が必要となる。なお、会計法の規定により出納管理事務期限は翌年度の 7 月末日（財務省の主計簿の締め切り）となっている。

4. 予算編成から決算まで

概算要求基準の閣議了解	7 月中
各省庁からの概算要求の財務省への提出	8 月中
財務省主計局による査定	9 月～11 月
財務省による各省庁への内示	12 月 20 日前後
復活接渉は連続した 4 日間で事務レベル、局長級、次官、大臣の順で行う。	
政府案の決定	12 月中
国会に提出	1 月
国会で可決、予算の成立	3 月
各省庁による予算の執行	当該会計年度
会計検査院による会計検査（書面検査、次年度における実施検査）決算の確認：各省庁から提出されている資料と財務省資料、日本銀行資料との突合	翌年度 10 月
決算に決算検査報告を添えて内閣へ提出	翌年度 11 月
内閣は決算と決算検査報告を国会に提出	翌年度 11 月